

# 山梨県公報

号外第十五号

平成二十七年

三月二十五日

水曜日

## 目次

|  |    |
|--|----|
| 山梨県世界遺産富士山基本条例……………                                | 五  |
| 山梨県知事の調査等の対象となる法人を定める条例……………                       | 六  |
| 山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例……………                          | 六  |
| 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………                   | 八  |
| 山梨県行政手続条例の一部を改正する条例……………                           | 一二 |
| 山梨県職員定数条例の一部を改正する条例……………                           | 一三 |
| 山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例……………                        | 一三 |
| 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………          | 一七 |
| 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………      | 一九 |
| 山梨県特別養護老人ホームに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………           | 二一 |
| 山梨県食の安全・安心推進条例の一部を改正する条例……………                      | 三八 |
| 山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例……………                        | 三九 |
| 山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例……………                    | 四四 |
| 山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例及び山梨県県税条例の一部を改正する条例…………… | 四五 |
| 山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………                        | 四六 |
| 山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………                            | 四七 |
| 山梨県教育委員会組織条例等の一部を改正する条例……………                       | 五〇 |
| 山梨県県行造林条例を廃止する条例……………                              | 五一 |
| 山梨県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例……………                     | 五一 |
| 山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例……………                   | 五一 |
| 山梨県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………                   | 五一 |
| 山梨県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例……………                 | 五一 |

## 条例のあらまし

- **山梨県世界遺産富士山基本条例**(条例第三号)(富士山保全推進課)
  - 1 富士山の保全に関する施策について、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、富士山の保全に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、富士山の保全に関する施策を総合的に推進し、もって信仰の対象及び芸術の源泉として顕著な普遍的価値を有する富士山を後世に引き継ぐことに資することを目的とすることとした。
  - 2 富士山の保全に関する施策についての基本理念を次のとおり定めることとした。
    - (一) 富士山の保全に関する施策は、良好な景観の形成、自然環境の保全と適正な利用の確保及び富士山を構成する文化財の適切な保存・管理を旨として行われなければならない。
    - (二) 富士山の保全に関する施策は、一般の人々による富士登山等が後世に引き継がれるよう、安全・安心な来訪を可能とする環境の整備を旨として行われなければならない。
    - (三) 富士山の保全に関する施策は、行政、民間団体等の密接な連携の下に行われなければならない。
  - 3 県は、富士山の保全に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、当該施策の推進体制を整備する責務を有することとした。
  - 4 県民等は、富士山の価値について理解を深め、保全活動に主体的に取り組むよう努めることとした。
  - 5 県が行う施策の基本となる事項を次のとおり定めることとした。
    - (一) 良好な景観の形成及び自然環境の保全に係る措置
    - (二) 富士山を構成する文化財の適切な保存・管理に係る措置
    - (三) 来訪者の特定の時期への集中による影響の防止に係る措置
    - (四) 富士山の保全に関する学習の機会等の提供及び民間団体等の自主的な活動の促進
    - (五) 安全・安心な来訪のための措置
    - (六) 登山者が遵守すべき事項等の周知
    - (七) 登山者等に対する資金の出えん等の協力の要請
  - 6 この条例は、公布の日から施行することとした。
- **山梨県知事の調査等の対象となる法人を定める条例**(条例第四号)(企画課)
  - 1 地方自治法施行令の一部改正に鑑み、知事の調査等の対象となる法人を次のとおり定めることとした。

とした。

- (一) 条例の題名を「山梨県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例」に改める。
- (二) 知事の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者が解散した場合には、清算人は、その旨を届け出ることとする。
- (三) 麻酔銃猟許可証の交付を受けた者が死亡し、又は解散した場合には、戸籍法の規定による死亡の届出義務者又は清算人は、その旨を届け出ることとする。

2 この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行することとした。

○ **山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例**（条例第十七号）（建築住宅課）

- 1 建築基準法の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
  - (一) 特定用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外の許可に係る手数料を定める。
  - (二) 建築主事が指定構造計算適合性判定機関に対し構造計算適合性判定を求める場合における確認申請手数料の額への当該判定に要する費用の加算に関する規定を削除する。
  - (三) 建物内の全ての者が避難を終了するまでの間倒壊及び延焼を防止するために必要な性能を有している建築物に対する規制を緩和する。
  - (四) 建築基準法令の規定の適用を受けない移転の範囲に係る手数料を定める。
- 2 この条例は、1(一)については平成二十七年四月一日から、1(二)から(四)までについては同年六月一日から施行することとした。

○ **山梨県手数料条例の一部を改正する条例**（条例第十八号）（財政課）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律の施行による食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律及び土壤汚染対策法の一部改正等に鑑み、次の改正を行うこととした。
  - (一) 食鳥処理衛生管理者の養成施設等の登録及び土壤の汚染の状況の調査等を行う指定調査機関の指定に係る手数料を定める。
  - (二) 宅地建物取引主任者の改称に伴い手数料の名称等を改めるとともに、宅地建物取引士証の再交付に係る手数料を定める。
  - (三) 二級建築士又は木造建築士の免許手数料の額を改めるとともに、書換え交付及び再交付に係る手数料を定める。
  - (四) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の金額の区分に、住宅性能評価書が提出された場合の区分を設け、当該区分に該当する場合における手数料の額を定める。
  - (五) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等について、建築主事が指定構造計算適合性判定機関に対し構造計算適合性判定を求める場合における確認申請手数料の額

への当該判定に要する費用の加算に関する規定を削除する。

- 2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。ただし、1(五)については、同年六月一日から施行することとした。

○ **山梨県教育委員会組織条例等の一部を改正する条例**（条例第十九号）（教育庁総務課）

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
  - (一) 山梨県教育委員会の委員の人数等を定める。
  - (二) 次の条例について、教育長が特別職となること等に関し規定の整理を行う。
    - (1) 山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例
    - (2) 山梨県職員給与条例
    - (3) 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
    - (4) 山梨県職員の退職手当に関する条例
    - (5) 山梨県恩給在職期間の通算に関する条例
    - (6) 山梨県職員旅費条例
    - (7) 山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例
    - (8) 特別職の職員の退職手当に関する条例
    - (9) 山梨県教育委員会職員等定数条例
- 2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県県行造林条例を廃止する条例**（条例第二十号）（県有林課）

- 1 県行造林に係る収益の分収等が完了したことに伴い、山梨県県行造林条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例**（条例第二十一号）（消費生活安全課）

- 1 地方消費者行政活性化交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日（平成二十七年三月三十一日）を平成三十年三月三十一日に改めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ **山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例**（条例第二十二号）（障害福祉課）

- 1 地域自殺対策緊急強化交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日（平成二十七年三月三十一日）を平成二十八年三月三十一日に改めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ **山梨県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例**（条例第二十三号）

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十七号

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県建築基準法施行条例（昭和三十六年山梨県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第六の十の項中「建ぺい率に」を「建蔽率に」に、「建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料」を「建築物の建蔽率の特例許可申請手数料」に改め、同表十一の項中「基づく建築物の建ぺい率」を「基づく建築物の建蔽率」に、「建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」を「建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」に改め、同表二十の項中「基づく建築物の容積率、建ぺい率」を「基づく建築物の容積率、建蔽率」に、「高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料」を「高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料」に改め、同表五十の項中「建ぺい率又は高さ」を「建蔽率又は高さ」に、「都市計画区域外における公益上必要な建築物に係る建築物の容積率、建ぺい率又は高さの特例許可申請手数料」を「都市計画区域外における公益上必要な建築物に係る建築物の容積率、建蔽率又は高さの特例許可申請手数料」に改め、同項を同表五十一の項とし、同表四十九の項を同表五十の項とし、同表四十八の項中「建ぺい率に」を「建蔽率に」に、「都市計画区域外における建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料」を「都市計画区域外における建築物の建蔽率の特例許可申請手数料」に改め、同項を同表四十九の項とし、同表四十七の項を四十八の項とし、四十六の項を四十七の項とし、四十五の項を四十六の項とし、同表四十四の項中「規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率」を「規定に基づく建築物の容積率、建蔽率」に、「一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」を「一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」に改め、同項を同表四十五の項とし、同表四十三の項を四十四の項とし、三十五の項から四十二の項までを一項ずつ繰り下げ、同表三十四の項中「建ぺい率に」を「建蔽率に」に、「地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料」を「地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定申請手数料」に改め、同項を同表三十五の項とし、同表中三十三の項を三十四の項とし、二十八の項から三十二の項までを一項ずつ繰り下げ、同表二十七の項中「の建ぺい率」

を「の建蔽率」に、「再開発等促進区等における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」を「再開発等促進区等における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」に改め、同項を同表二十八の項とし、同表中二十六の項を二十七の項とし、二十三の項から二十五の項までを一項ずつ繰り下げ、二十二の項の次に次のように加える。

|   |  |      |
|---|--|------|
| 二十三 法第六十条の三第一項ただし書の規定に基づく特定用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 | 特定用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 | 十六万円 |
|---|--|------|

第二条 山梨県建築基準法施行条例の一部を次のように改正する。

第三条中「及び準耐火建築物」を「、準耐火建築物及び法第二十七条第一項の規定に適合する建築物」に改める。

第九条の見出し中「木造校舎」を「学校」に改め、同条中「主要構造部が木造（準耐火構造を除く。）である学校の」を「学校の用途に供する建築物で主要構造部が木造であるもの（耐火建築物、準耐火建築物及び法第二十七条第一項の規定に適合する建築物を除く。）は、」に、「は、避難上」を「を設ける場合においては、当該教室又は居室に避難上」に改める。

第十一条第四項中「耐火建築物」の下に「又は法第二十七条第一項の規定に適合する建築物（特定避難時間が一時間未満であるものを除く。）」を加える。

第十二条第一項第二号中「耐火建築物」の下に「又は法第二十七条第一項の規定に適合する建築物（特定避難時間が一時間未満であるものを除く。）」を加え、「十七センチメートル」を「十七センチメートル」に改める。

第十五条を次のように改める。  
（マーケットの構造に関する制限）

第十五条 マーケットの用途に供する建築物で主要構造部が木造であるもの（耐火建築物、準耐火建築物及び法第二十七条第一項の規定に適合する建築物を除く。）には、二階を設けてはならない。

第十八条中「第百十五条の二の二第一項第一号」を「第百二十九条の二の三第一項第一号」に改める。

第十九条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

一 三戸建て以下で幅員二メートル以上の敷地内の通路に面したものの

二 耐火建築物又は準耐火建築物で各戸の界壁が令第二百二十九条の二の三第一項第一号口に掲げる基準に適合する準耐火構造であり、かつ、敷地の周囲の状況により安全上及び衛生上支障がないもの

第二十一条中「第百十五条の二の二第一項第一号」を「第百二十九条の二の三第一項第一号口」に改める。

第二十二條の二中「、又は」を「若しくは」に改め、「造られたもの」の下に「又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるもの」を加える。

第二十三條の三第二号を次のように改める。

二 法第六條の三第一項又は第十八條第四項の規定による知事の構造計算適合性判定を求めようとする者 構造計算適合性判定申請手数料

第二十三條の四第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「第一項又は」を削り、同項を同条第二項とする。

第二十三條の五中「から三千円を減じた額」を削り、後段を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第二十条第二項の規定の適用がある建築物に係る構造計算適合性判定申請手数料の額は、同項の規定によりそれぞれ別の建築物とみなされた当該建築物の部分ごとに前項の規定を適用して算定した場合における構造計算適合性判定申請手数料の額を合算した額とする。

第二十三條の八第二項中「第十八條第十四項」を「第十八條第十六項」に改め、同条第三項中「第十八條第十七項」を「第十八條第十九項」に改める。

第二十三條の十一ただし書を削る。

別表第三中「第二十三條の四、第二十三條の五関係」を「第二十三條の五関係」に、「第二十條第二号イ」を「第二十條第一項第一号イ」に、「同条第二号イ」を「同項第二号イ」に、「十七万三千円」を「十七万円」に、「十二万四千円」を「十二万円」に、「二十二万七千円」を「二十二万四千円」に、「十五万円」を「十四万八千円」に、「二十五万九千円」を「二十五万六千円」に、「十六万五千円」を「十六万二千元」に、「三十四万円」を「三十三万七千円」に、「二十万六千円」を「二十万三千元」に、「六十一万六千円」を「六十一万三千元」に、「三十四万二千元」を「三十三万九千元」に改める。

別表第六の一の項中「第七條の六第一項第一号」を「第七條の六第一項第一号若しくは第二号（これらの規定を）」に、「第十八條第二十二項第一号」を「第十八條第二十四項第一号若しくは第二号（これらの規定を）」に、「仮使用の承認」を「認定」に、「検査済証の交付を受ける前における建築物等の認定申請手数料」を「検査済証の交付を受ける前における建築物等の認定申請手数料」に改め、同表中五十一

の項を五十二の項とし、四十八の項から五十の項までを一項ずつ繰り下げ、四十七の項の次に次のように加える。

|   |                  |
|---|------------------|
| 四十八 令第三百三十七條の十六第二号の規定に基づく移転の認定の申請に対する審査 | 移転の認定申請手数料 二万七千円 |
|---|------------------|

### 附則

(施行期日)

1 この条例中第一条の規定は平成二十七年四月一日から、第二条の規定は同年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定の施行の日前にされた建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項の規定による確認の申請に係る計画に建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）による改正前の同条第五項の規定による構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分が含まれる場合における確認申請手数料については、第二条の規定による改正前の山梨県建築基準法施行条例第二十三条の十一ただし書の規定は、なおその効力を有する。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

### 山梨県条例第十八号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十九の項中「一万八千円」を「一万九千二百円」に改め、同表三十の項中「宅地建物取引主任者資格試験の」を「宅地建物取引士資格試験の」に、「宅地建物取引主任者資格試験手数料」を「宅地建物取引士資格試験手数料」に改め、同表三十一の項中「宅地建物取引主任者資格登録簿へ」を「宅地建物取引士資格登録簿へ」に、「宅地建物取引主任者資格登録簿手数料」を「宅地建物取引士資格登録簿手数料」に改め、同表三十二の項中「宅地建物取引主任者資格登録の移転申請手数料」を「宅地建物取引士資格登録の移転申請手数料」に改め、同表三十三の項中「基づく取引主任者証」を「基づく宅地建物取引士証」に、「宅地建物取引主任者証の交